

## 監査の結果に関する報告に添える意見

監査の結果に関する報告に意見を添える必要があると認めたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を提出する。

### 1 内部統制について

各部局においては、事務処理の誤りなどを未然に防止し適正な事務の執行を図るため、法令や条例、規則等の遵守はもとより、組織としてのチェック体制の確保など、組織内部における自律的な取り組みとしての内部統制に取り組んでいるものと思料する。

しかしながら、最近の定期監査の過程において、各部局の事務処理について次のような点が見受けられ、内部統制上、対応すべきと思われることから、監査委員の意見を述べる。

まず、事務処理の根拠となる法令や条例、規則等の規定に照らし適正な取扱いとなっているかを確認せずに事務を執っている事例や、事務処理の誤りが、担当課だけではなく、庶務担当課においても見逃されていた事例が見受けられた。

また、事務処理の誤りが生じたときに、上司への報告が遅れ対応に時間を要している事例や、対外的な公表が速やかに行われていない事例があった。

これは、法令等や事務処理の基本的な理解が不十分であることや、単に前例を踏襲して事務を執っていること、事務処理マニュアルが整備されていないこと、組織内においてチェック体制が十分に機能していないこと、事務処理の誤りが庁内で共有されていないことなどが原因であると思料される。

日々、多くの事務を執行するなかにおいては、事務処理の誤りを未然に防止する体制を講じていても、結果として誤りが生じることはありう

るものと考えられるが、誤りが判明した場合にどのように対応するかは、誤りを未然に防止することと同等またはそれ以上に重要である。そのため、事務処理の誤りが判明した場合には、速やかに上司に報告し組織として対応するとともに、必要に応じて、事案の発生を速やかに公表するなどにより、的確かつ迅速な解決が図られ、ひいては、大きな事件や事故に拡大することを防ぐことにつながるものと思料する。

総務部では、これまでも庁内各部局に対し事務処理の誤りを未然に防止する体制を整えるよう通知しており、令和5年11月にも再度通知している。監査委員としても監査の過程において判明した事務処理の誤りについては改善の指導に取り組んできたところであるが、総務部をはじめとする管理部門においては、引き続き、注意喚起を図るとともに、内部統制の観点からも、システム標準化を契機とした事務処理マニュアルの整備、充実のほか、誤りの事例の共有、職員研修の実施など、具体的な取り組みの促進に努められたい。

なお、このたびの定期監査において調査した個人情報の紛失や漏えい等に関する複数の事案のなかには、紛失等が判明した日から総務部への報告や公表までに相当の期間を要している事案や、非公表とした理由が不明確な事案があった。

また、このような事件や事故の発生に対する問題意識や危機管理意識について、各部局間で大きな違いが見受けられ、総務部に事前に相談している事案もあるものの、基本的に各部局の判断で行われており、全庁的に統一した対応となっていない状況である。

総務部では、令和5年8月に通知を発出し、個人情報の適切な管理の徹底を促しているところであるが、現時点では、当該事案の発生等に対し、公表に係る対応について特段の定めはなく、適切に対応しているかを客観的に判断することができないことから、市民への適切な情報提供や内部統制の観点からも、市としての考え方を整理し判断基準を定めるなど、統一的な対応が図られるよう取り組まれたい。